

第49回 定時株主総会招集ご通知

株主総会会場のご案内

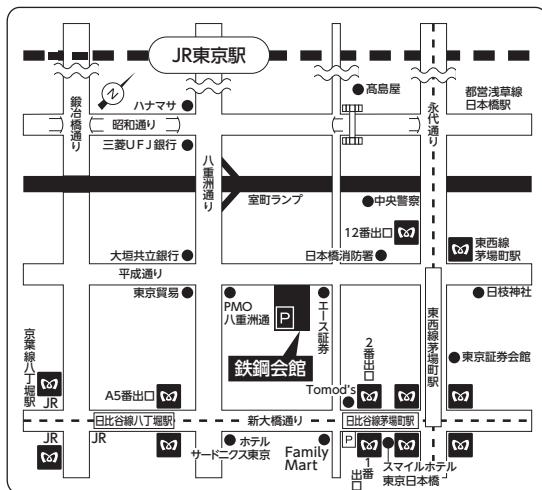
開催日時	2026年4月16日（木曜日） 午後2時（開場 午後1時45分）
総会会場	東京都中央区日本橋茅場町 三丁目2番10号 鉄鋼会館8階会議室 (03) 3669-4855

交通のご案内

- 地下鉄日比谷線茅場町駅下車
1番または2番出口（八丁堀方面）徒歩約5分
- JR東京駅下車
八重洲口 徒歩約15分
- 地下鉄東西線茅場町駅下車
12番出口（日本橋消防署方面）徒歩約5分
- 地下鉄日比谷線八丁堀駅下車
A5番出口（八丁堀交差点方面）徒歩約5分

その他ご案内

- ・本株主総会にご出席の皆様へお土産（当社関連製品）をご用意する予定でございます
- ・株主総会終了後に「株主懇談会」の開催を予定しております（開催時間は60分程度）



お知らせ

株主総会参考書類についてのご質問は、下記にてお受けいたしております。
なお、2026年4月13日（月曜日）までにいただきましたご質問については、株主総会にてお答えさせていただきます。

E-Mailアドレス： ir@people-kk.co.jp

(証券コード 7865)
2026年3月23日
(電子提供措置の開始日2026年3月19日)

株 主 各 位

東京都中央区東日本橋二丁目15番5号
ピープル株式会社
取締役兼代表執行役 桐 渕 真人

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ご支援いただいた株主の皆様へ、第49回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.people-kk.co.jp>
※上記のウェブサイト「IR情報」の「IR最新情報」をご確認ください。

東京証券取引所
ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(東証上場会社情報サービス) ※銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年4月15日(水曜日)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月16日(木曜日)午後2時(開場 午後1時45分)
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 8階会議室
3. 会議の目的事項 **報告事項** 第49期(2025年1月21日から2026年1月20日まで)
事業報告および計算書類報告の件
決議事項 議 案 取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ※ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ※ 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表及び事業報告の業務の適正を確保するための体制につきましては、法令および定款第13条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。なお、これらの事項は会計監査人及び監査委員会の監査対象となっております。
 - ※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ※ 各ウェブサイトに掲載しております株主総会資料の文中に記載の頁番号はご送付しております書面と一致していません。予めご了承ください。

株主総会におけるお子様のご来場について「こどもまんなか株主総会」 ～お子様やお孫様も一緒に会場内へご入場頂けます～

【株主様へのお願い】

当社のパーパスに関する向き合い方をぜひ株主の皆様にも実感いただきたいと考え「こどもまんなか株主総会」を開催することとし、本定時株主総会におきましても、株主様はお子様（未就学児対象）同伴でご来場いただくことができます。

過去3回いずれの開催でも多くの出席株主の方々にこの取組みが当社らしいと評価していただきました。本株主総会においても円滑な議事進行はもちろんのこと、お子様方への可能な限りのサポート体制、また例年よりも株主様と当社が調和できる議場へと整え臨んで参りますので、総会進行中におきましてお子様の多少の言動につきましては何卒ご寛容のほどお願い申し上げます。

お子様・お孫様のご同伴を希望される株主様へ

- ・ 対象のお子様：未就学児（6歳頃まで）。
- ・ 会場内にキッズプレイコーナーを設けております。
- ・ 別室におむつ替え・授乳スペースをご用意いたします。
- ・ 当社スタッフ（赤ちゃん研究所）がお子様の遊び等をサポートいたしますので、会場内にてお気軽にお声かけください。
- ・ 会場内へのベビーカーのお持ち込みは可能です。

株主総会資料の電子提供制度に関するお知らせ

会社法の改正により電子提供制度が施行されておりますが、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無に関わらず、議決権を保有する全ての株主様に従来どおりの株主総会資料をお送りしております。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2026年4月16日（木曜日）午後2時

書面により議決権を行使される場合



お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年4月15日（水曜日）午後6時

インターネットにより議決権を行使される場合



議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。（次頁をご参照ください）

行使期限

2026年4月15日（水曜日）午後6時

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

電子ギフトの贈呈について



事前にインターネットにより議決権を行使いただいた全ての株主様に、議決権の行使内容にかかわらず、電子ギフト500円分をプレゼントいたします。

詳細につきましては、本招集ご通知とあわせてお送りする書面をご覧ください。

インターネットにより議決権を行使される際は、次の事項をご確認の上、パソコン、スマートフォン、タブレットから、議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトへアクセス <https://evote.tr.mufg.jp/>



2 ログイン

The screenshot shows the login page for the proxy voting site. The page title is '株主総会に関するお手続きサイトログインページ (株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部'. The page includes a 'ログインID' field and a 'パスワード' field. There is also a 'パスワードを忘れたら?' link. The page is in Japanese and includes instructions for login.

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役4名選任の件

取締役桐渕真人、森本美成、伊藤拓、藤本明徳の4氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1

きりぶち
桐渕

まさと
真人

1979年5月23日生（満46歳）
男性

所有する当社の株式数…………… 300,462株
在任年数…………… 9年
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

【略歴、当社における地位、担当】

2005年3月 当社入社
2016年1月 当社自転車事業部長就任
2016年4月 当社執行役就任
2017年4月 当社取締役兼執行役就任
2019年4月 当社取締役兼代表執行役就任（現任）
現在に至る

取締役候補者とした理由

入社以来、当社事業全般の企画開発に携わり、代表執行役就任以降は既成概念に捉われない経営を牽引し、ステークホルダーとの対話により共創できる関係構築に努めております。当社の成長と業績の発展に資する者として期待し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

もりもと
森本

よしなり
美成

1947年12月14日生（満78歳）
男性

所有する当社の株式数…………… 1,000株
在任年数…………… 17年
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位、担当】

1970年4月 野村證券(株) 入社
1987年11月 同社外国株式部長就任
1993年6月 日本合同ファイナンス(株)
(現：ジャフコグループ(株))
取締役 投資本部長就任
2002年4月 同社専務取締役就任
2003年6月 同社常勤監査役就任
2006年6月 野村證券(株) 顧問就任
2008年1月 (株)エグゼクティブ・パートナーズ
理事就任（現任）
2009年4月 当社社外取締役就任（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

野村證券(株)および、ベンチャー・キャピタル、ジャフコグループ(株)での勤務を通じて、国内外企業の経営・育成に携わってきました。特に世界の経済市場の動向、金融の知識・経験も豊富で事業経営の知見を有した専門家として、当社経営の監視・監督に当たっていただくことを期待したためです。
同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって17年となります。

候補者番号

3

いとう
伊藤

たく
拓

1974年10月24日生（満51歳）
男性

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 10年
取締役会出席状況…………… 12/12回

再任

[略歴、当社における地位、担当]

社外

2000年4月 弁護士登録 御堂筋法律事務所
(現：弁護士法人 御堂筋法律事務所) 入所

2016年4月 当社社外取締役就任 (現任)

2016年6月 ㈱CDG 社外監査役就任

独立

2007年1月 弁護士法人 御堂筋法律事務所
社員 (現任)

2020年9月 ㈱ユーザーローカル 社外取締役
(現任)

現在に至る

[重要な兼職の状況]

弁護士法人 御堂筋法律事務所 弁護士

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

グローバルな法律・経営など幅広い専門知識や経験をもって当社経営の監視・監督に当たっていただくとともに、海外展開をはじめ経営全般への助言指導をしていただくことに期待したためです。
同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって10年となります。

候補者番号

4

やました
山下

たかし
隆

1956年2月18日生（満70歳）
男性

所有する当社の株式数…………… 一株
在任年数…………… 一年
取締役会出席状況…………… -/-回

新任

[略歴、当社における地位、担当]

社外

1983年10月 監査法人朝日会計社 入所

2015年1月 税理士登録

1987年3月 公認会計士登録

2015年6月 ㈱新日本科学 社外取締役 (現任)

2003年5月 朝日監査法人 (現：有限責任あずさ監査法人) 代表社員

2017年6月 ヤマトホールディングス㈱ 社外
監査役

独立

2014年8月 山下隆公認会計士事務所開設 所
長 (現任)

現在に至る

[重要な兼職の状況]

山下隆公認会計士事務所 所長
株式会社新日本科学 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

公認会計士として有限責任あずさ監査法人の代表社員やヤマトホールディングス㈱社外監査役を歴任し、財務・会計の高度な専門性を有しております。加えて、中小企業における社外役員経験から、企業規模に応じた柔軟な経営管理体制の構築に精通しており、その実践的な知見を当社経営に活かしていただくべく、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者のうち、森本美成、伊藤拓、山下隆の各氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
2. 当社は、森本美成氏、伊藤拓氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
3. 当社は、山下隆氏が社外取締役に選任された場合、同氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 再任の各候補者の担当は、事業報告の「取締役及び執行役の氏名等」に記載の通りです。
5. 当社は、森本美成氏、伊藤拓氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、山下隆氏が社外取締役に選任された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 各取締役候補者と当社との間には、会社法施行規則第74条第2項第3号に規定する特別の利害関係はありません。

【参考資料「取締役および執行役」スキル・マトリックス】

各氏に期待される専門性のうち、主なものに○印をつけております。

(2026年4月現在)

役職	氏名	専門性領域・経験						
		企業経営・経営戦略	マーケティング・商品企画	海外事業・生産管理	会計・財務	証券・金融知識	法務・リスク管理	ガバナンス
取締役兼代表執行役	桐 淵 真 人	○	○					○
社外取締役	森 本 美 成	○				○		
社外取締役	伊 藤 拓						○	○
社外取締役	山 下 隆				○			○
執行役	小田桐 裕 子	○	○					
執行役	中 北 かとり	○		○				
執行役	飛 田 留美子	○			○			

以 上

事業報告

(2025年1月21日から2026年1月20日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■全般的概況

当期の事業環境は、物価上昇や消費行動の変化により玩具市場全体として力強さを欠く状況が継続しました。特に一般玩具分野では、購買行動の変化により、いわゆる純玩具を中心に厳しい状況が続きました。

このような環境下において、当社は市場の短期的な変動に左右されることなく、中長期的な成長を見据えた事業構造転換の途上にあり、子どもの好奇心という普遍的な価値を軸に据えた「好奇心事業」を中核とする事業構造への転換を着実に推進してまいりました。

当該取り組みは

- ① 既存商品群の収益性改善
- ② 収益性の高い新事業・新商品の育成
- ③ 中長期的なリターンを見据えた投資

というロードマップに基づき推進しており、当期は①を実現したうえで現在は②の途上にあります。

好奇心事業の具体的な取り組みとしては、2025年5月に好奇心事業第一弾「1 curiosity(ワンキュリオシティ)」シリーズをローンチしました。この「1 curiosity(ワンキュリオシティ)」シリーズは玩具単体の価値提供にとどまらず、遊びの過程そのものに発見や試行錯誤の要素を取り込んだ設計を特長としており、国内外での展示やワークショップを通じて評価を受け、英国において権威あるアワードを複数受賞いたしました。ただ、当期においては主としてコンセプトの浸透や取り組みの基礎づくりに注力した段階にありますゆえ、現時点では売上への寄与は限定的であり、今後の普及と展開を見据えた取り組みとして位置付けております。

また、10月には、幼児向けのデジタル知育サービス「さわるTECH」をローンチいたしました。「さわるTECH」は、子どもの自発的な関心や操作を起点とした体験を重視したサービスであり、従来の玩具とは異なるかたちで、当社が培ってきた知育に関する知見を活かした新たな取り組みとして位置付けております。ローンチ直後に複数のアワードを受賞するなどデジタル領域における本サービスの展開を通じて、好奇心事業の裾野を広げるとともに、今後の事業展開に向けた知見の蓄積を進めております。こちらも当期においては、主としてサービス内容や提供方法の検証を行うテスト段階にあり、売上高への寄与は限定的なものにとどまっております。

これら新事業の商品提供の枠を超えた価値提案を通じて、将来的な事業展開の幅を広げる可能性を有する取り組みであると考えております。

既存事業においては、定番商品「ピタゴラス」シリーズを中心に安定した流通評価を維持すると共に、好奇心事業に注力するため限られた経営資源を有効に活用する体制づくりを進めました。

次に海外の状況として、前期の米国取引先との契約変更に伴い売上高は縮小しておりますが、当期は新商品「1 curiosity (ワンキュリオシティ)」シリーズが英国を中心としたEC販売でのヨーロッパ圏への進出を計画通りに果たしております。また、アジア地域においては、台湾やタイなど複数の地域で当社のベビーシリーズやピタゴラスシリーズなどを中心に引き続き底堅い動きが見られました。現地市場の特性に応じた商品展開や取引先との関係強化を進めることで、今後の成長に向けた手応えを得ております。

以上のとおり、当社は中長期的な成長を見据えた事業構造転換の途上であり、当期は新事業・新商品の育成を中心とする段階に位置づけて事業運営を行ってまいりました。その結果、当期国内販売売上高は前期比14.8%減、海外販売売上高は前期比23.9%減となり、国内海外の総合売上高は16億13百万円（前期比15.8%減）となりました。

このように、当期は事業構造転換の移行段階としての新事業・新商品の育成および将来に向けた基盤整備に注力した期間となりました。経費では、当期ローンチした新商品のPR費用や来期以降ローンチを目指す新事業開発費用を含み8億89百万円の費用発生となりました。次期以降は、当期までに蓄積した知見や成果を踏まえ、新事業を含む各取り組みを本格的に展開する段階へと進めるとともに、持続的な成長に資する事業基盤の再構築に取り組んでまいります。

なお、当期においては、保有する投資有価証券の一部を売却したことにより、特別利益1億84百万円を計上いたしました。一方、業績を鑑み、固定資産の減損処理を会計基準に則り実施いたしました。それに伴い、主に金型等の工具器具備品、ソフトウェア等の資産について1円評価へ減損し、当期特別損失として64百万円を計上しております。

以上の結果、営業損失は1億74百万円（前期は50百万円の営業損失）、経常損失は1億75百万円（前期は45百万円の経常損失）、当期純損失は61百万円（前期は72百万円の当期純損失）となりました。

■カテゴリー別概況

(カテゴリー別売上高 前期対比)

(単位：千円)

	2025年1月期 (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)	前期比 (%)
乳児・知育・構成玩具	1,503,818	1,391,470	92.5
ドール・メイキングトイ	49,606	11,672	23.5
その他(遊具・乗り物・育児等)	141,821	42,041	29.6
海外販売	220,382	167,718	76.1
合 計	1,915,624	1,612,901	84.2

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資金額は、62百万円で、その内訳は次の通りとなっています。

金型・製版	60百万円
工具器具備品	2百万円

なお、金型・製版および工具器具備品について36百万円（取得価額）の除却を行っています。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、新株式発行および社債発行等の資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 45 期 (2022年1月期)	第 46 期 (2023年1月期)	第 47 期 (2024年1月期)	第 48 期 (2025年1月期)	第 49 期 (2026年1月期)
売 上 高 (千円)	5,481,309	7,443,860	5,352,847	1,915,624	1,612,901
営業利益又は 営業損失 (△) (千円)	510,365	517,919	430,518	△49,515	△173,756
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	495,696	513,150	449,134	△45,181	△174,687
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	343,479	355,675	312,879	△72,002	△61,078
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	78.52	81.31	71.53	△16.46	△15.61
総 資 産 (千円)	2,785,147	3,013,543	2,767,580	2,299,596	1,809,739
純 資 産 (千円)	2,311,346	2,328,562	2,394,933	2,128,054	1,679,787

(注) 1. 個別業績の推移を記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」等を第46期の期首から適用しており、第46期以降に係る損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の状況となっています。

(5) 対処すべき課題

■第49期（2026年1月期）の課題

当期は具体的に以下の課題に取り組みました。

1. 利益成長に向けた3つのアプローチの実行
 - (1) 当社定番ロングセラー商品シリーズの周年イベント実施によるリブランディング
 - (2) 好奇心事業第一弾「1 curiosity（ワンキュリオシティ）」シリーズの日本・英国同時発売
 - (3) 新たな海外販売ルート（東南アジア）開拓開始
2. 価値ある情報発信
人財を集約し、ステークホルダー別に担当チームを組織することで発信力を強化し、自社ブランドの浸透を推進
3. 好奇心事業を第二段階に進めるための新規プロジェクト立ち上げ
2027年以降のローンチを見据えた開発プロジェクトを開始

これらの課題については、概ね目的に沿った進捗を得ることができたものと認識しております。各施策は、当期の業績に直ちに大きな効果をもたらす段階には至っていないものの、ブランド価値の再整理や新たな事業領域への足掛かりづくりなど、次期以降の成長に向けた基盤整備という点では一定の成果を得ることができました。

■次期第50期（2027年1月期）の課題

当社は引き続き事業改革に取り組む中、第49期までに進めてきた各施策を具体的な成果につなげる段階に入ったと認識しております。2019年より進めてきた事業構造改革は、計画通り完了いたしました。採算性および将来性の観点から見直しを行い、終了すべきカテゴリーはすべて整理を終えております。現在、当社の商品群はパーパスである「子どもの好奇心」に基づくラインアップへと再構築されました。

今後の成長は、好奇心を軸とした新シリーズ群が担います。第一弾「1 curiosity(ワンキュリオシティ)」は、従来にない視点から遊びを再定義する挑戦的な取り組みであり、理解浸透に一定の時間を要するものの、中長期的なブランド価値向上の中核を担う存在です。次期は、同シリーズのボトルネックであった取扱店舗数の拡大に取り組み、2倍以上の店舗数が獲得できる見込みで、業績に寄与すると見えております。

また、第二弾「Baby curiosity（ベビーキュリオシティ）」を22商品投入いたします。本シリーズは購入者にとって価値が伝わりやすく、販売拡大を見込んでおります。「Baby curiosity（ベビーキュリオシティ）」による顧客基盤拡大が「1 curiosity（ワンキュリオシティ）」への理解促進およびリピート購入へとつながる循環を形成すると考えております。

2027年1月期から2029年1月期にかけては、既存主力シリーズである「ピタゴラス」「Baby curiosity（ベビーキュリオシティ）」「やりたい放題」の三本柱を中心に、黒字化に向けた収益改善に取り組んでまいります。構造改革は完了し、当社は収益創出フェーズへ移行しております。

その後2029年以降は、ブランド完成度を高める成長フェーズへ進み、好奇心を中心概念とした独自カテゴリーの確立を目指してまいります。

(6) 重要な関係会社の状況

① 子会社の状況

該当事項はありません。

② その他の会社の状況

前期において当社は株式会社バンダイナムコホールディングスの持分法適用関連会社でありましたが、当期において当該関係性は解消されております。

(7) 主要な事業内容

当社は幼児玩具・遊具の企画開発ならびに販売を営んでおり、生産については外部委託により行っております。

(8) 主要な事業所

本 社 東京都中央区東日本橋二丁目15番5号

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比 増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
40名	△5名	42歳4ヶ月	14年7ヶ月

- (注) 1. 当事業年度末員数を記載しております。
2. 上記のほか、派遣社員が4名おります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	18,000,000株
(2) 発行済株式総数	普通株式	4,437,500株
(3) 株 主 数		3,846名

(注) 株主数は単元未満株式を保有する株主を含んでおります。

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
桐 洵 真 人	300,462 株	7.85 %
萩 原 雄 二	198,600	5.19
株式会社バンダイナムコホールディングス	150,000	3.92
株式会社SBI証券	143,082	3.74
阪 田 和 弘	124,100	3.24
楽天証券株式会社	108,900	2.85
桐 洵 千 鶴 子	100,000	2.61
株式会社三菱UFJ銀行	93,000	2.43
齊 藤 昌 志	81,000	2.12
桐 洵 英 人	80,769	2.11

(注) 当社は、自己株式611,352株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しております。

(5) 株 価 の 推 移

	寄値 (円)	高値 (円)	安値 (円)	引値 (円)	出来高 (千株)	株主数 (名)
2021年1月21日～2022年1月20日	1,160	1,236	986	1,002	2,138	4,670
2022年1月21日～2023年1月20日	995	1,907	930	1,139	7,839	5,671
2023年1月21日～2024年1月20日	1,139	1,146	953	996	5,278	4,913
2024年1月21日～2025年1月20日	995	1,127	490	518	2,848	4,447
2025年1月21日～2026年1月20日	520	679	403	423	2,871	3,846

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職先法人等名	兼職の内容
取締役兼代表執行役	桐 淵 真 人	経営全般 指名委員	弁護士法人 御堂筋法律事務所	弁護士
社 外 取 締 役	森 本 美 成	監査委員 指名委員 報酬委員		
社 外 取 締 役	伊 藤 拓	監査委員 指名委員 報酬委員		
社 外 取 締 役	藤 本 明 徳	監査委員 指名委員 報酬委員		
執 行 役	小田桐 裕 子	企画及び 事業部全般		
執 行 役	中 北 かとり	生産及び 事業部全般		
執 行 役	飛 田 留美子	財務及び 事業部全般		

- (注) 1. 取締役森本美成、伊藤拓、藤本明徳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。なお、当社は森本美成、伊藤拓、藤本明徳の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
2. 当社は、監査委員会の職務を補助するものとして取締役及び使用人による事務局を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、執行役及び使用人から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査委員を設置しておりません。
3. 執行役 小田桐裕子は2024年1月より休職をしておりましたが、2025年3月より職務に復帰しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員の報酬状況

① 取締役及び執行役ごとの報酬等の総額

区分	執行役兼務 社内取締役		社外取締役		執行役		合計		摘要
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	
報酬委員会 決議に基づく報酬	名 1	千円 20,000	名 3	千円 10,800	名 3	千円 33,500	名 7	千円 64,300	会社法第409条第3項第1号の決議内容に基づく報酬額です。

(注) 1. 期末現在の在籍人員は、取締役兼代表執行役1名、社外取締役3名、執行役3名であります。

2. 執行役 小田桐裕子は休職に伴い2024年1月より報酬の支給を停止しておりましたが、2025年3月に復職しております。当事業年度においては復職まで報酬の支給を停止しております。

3. 取締役兼代表執行役については、執行役兼務社内取締役に含めて記載しております。

4. 上記表の執行役支給額には、確定拠出年金の拠出金を含んでおります。

② 個人別の報酬等の額

(単位：千円)

氏名	2026年1月期		
	報酬委員会決議に基づく報酬		
	固定報酬	業績連動報酬	合計
取締役兼代表執行役 桐 洵 真人	20,000	—	20,000
社外取締役 森 本 美 成	3,600	—	3,600
社外取締役 伊 藤 拓	3,600	—	3,600
社外取締役 藤 本 明 徳	3,600	—	3,600
執行役 小田桐 裕 子	7,500	—	7,500
執行役 中 北 か とり	13,000	—	13,000
執行役 飛 田 留 美子	13,000	—	13,000

(注) 1. 2026年1月期の固定報酬は2025年4月15日の報酬委員会で決議し、業績連動報酬は2026年2月9日の報酬委員会で不支給と決議しました。

2. 執行役 小田桐裕子は休職に伴い2024年1月より報酬の支給を停止しておりましたが、2025年3月に復職しております。当事業年度においては復職まで報酬の支給を停止しております。

(4) 取締役及び執行役の報酬等の額の決定に関する方針

① 決定の方法

報酬委員会が毎年、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針を定め決定しています。

② 具体的方針

取締役は執行役に対して独立性を保つ必要があります。そのため、執行役と取締役を兼務する社内の取締役と、社外取締役とは分けて考えます。

社外取締役の報酬は、当社に生活を依存しない範囲の相応な固定金額とし、業績連動型とはしないものとします。

執行役兼務取締役については、執行役としての任務に対し報酬を支払うこととし、取締役としての報酬金額は、「ゼロ」とします。

執行役の責務は取締役から委任を受け、継続可能な株主利益の拡大を追求することです。従って、執行役の報酬は、前期の業績等を勘案して決定する個人別の固定報酬に、株主利益に連動した業績連動の変動報酬を加算することとし、個人別報酬を取り決めます。

執行役に対する業績連動の変動報酬については、経営指標として掲げている「自己資本利益率（ROE）10%以上」の達成を支給対象のガイドラインとする算定式を用いて金銭支給とし、法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与に該当する役員報酬を支給することとしています。

具体的な算定式につきましては、2023年4月13日開催の報酬委員会において2024年1月期以降の業績連動役員報酬の算定方法を下記の通りといたしました。

a) 当期のROE（※）が10%を超えた場合を支給対象とします。

b) 算定の都合上、役員・従業員の賞与の損金計上前の財務諸表を基に、当期ROE（以下、暫定ROEと言う）を算出します。

暫定ROEを算定指標として以下の場合に応じ、それぞれに掲げる算定方法で支給額を決定します（1万円未満四捨五入）。

i. 当期ROE（※）が10%以上15%以下の場合、以下の算定式によりそれぞれの支給額を算出し、これを上限として決定します。

$$\text{代表執行役の変動報酬} = (\text{暫定ROE} \times 100) \times 1,300,000 - 13,000,000$$

$$\text{執行役の変動報酬} = (\text{暫定ROE} \times 100) \times 900,000 - 9,000,000$$

ii. 当期ROE（※）が15%以上の場合、以下の算定式によりそれぞれの支給額を算出し、これを上限として決定します。

$$\text{代表執行役の変動報酬} = (\text{暫定ROE} \times 100) \times 1,500,000 - 16,000,000$$

$$\text{執行役の変動報酬} = (\text{暫定ROE} \times 100) \times 1,100,000 - 12,000,000$$

なお、支給総額の上限金額は44,000千円とします。

※実際に発表される当期ROE（自己資本利益率）は、業績連動役員報酬および従業員賞与を損金計上後の当期の通期財務諸表に基づき算出された指標となります。

なお、2026年2月9日開催の報酬委員会において、当期は上記基準に満たなかったため、執行役に対する報酬は固定報酬のみとし、業績連動報酬の支給は行わないことを決定しました。

- ③ 当事業年度に係る取締役および執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会が決定方針との整合性も含め総合的に検討を行っており、決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 個人別報酬額については「個人別の報酬等の額」(15ページ)をご参照ください。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係
兼職先と当社の間には特別な関係はありません。
- ② 当該事業年度における主な活動の状況
 - ・取締役会への出席状況
社外取締役全3名は当該事業年度中に開催した取締役会全12回に出席しました。
 - ・監査委員会への出席状況
監査委員会に所属した社外取締役全3名は、当該事業年度中に開催した監査委員会全4回に出席しました。
 - ・取締役会および監査委員会における発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役（監査委員兼務）森本美成氏は、主に経営診断の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査委員兼務）伊藤拓氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役（監査委員兼務）藤本明德氏は、主にコーポレート業務に関するエキスパートとして意見を述べるなど、取締役会および監査委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 ふじみ監査法人

(2) 報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の額
17,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由は当社監査委員会が、会計監査人の当事業年度の監査項目別監査時間及び過年度の監査計画と実績の状況を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を保つために必要な合理的な水準であると判断し、同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
17,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会に上程します。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項についての取締役会の決議の内容

- ① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
監査委員会が必要とした場合に、監査委員会の職務を補助する取締役及び使用人による事務局を置くこととします。
- ② 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
前号の事務局に属する取締役及び使用人の任命、異動、評価等については、事前に監査委員会の意見を聴取するものとし、執行役はこれを尊重します。
- ③ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - a. 執行役及び使用人は、監査委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。
監査委員会は、必要に応じて、執行役及び使用人から説明・報告を求めることができます。
 - b. 執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに、監査委員会に当該事実を報告することを規定した執行役会規程を制定しています。
 - c. aに関し、監査委員会に当該事実を報告したことを理由として報告した者が不利益な扱いを受けないよう内部通報制度運用規程に明記し、管理することとします。
 - d. 監査委員会は、会計監査人と定期的に協議を行い、適時報告を受けます。
- ④ 監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社の監査委員から、その職務の執行について、費用の前払、支出した費用及び利息の償還、負担した債務の債権者に対する弁済等が請求された場合には、監査委員の職務の執行に不要であることが明らかでない限り、速やかにその請求に応じます。
- ⑤ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 代表執行役および会計監査人は、それぞれ監査委員と適宜会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査委員会による監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表執行役、会計監査人および監査委員の間で相互認識を深めます。
 - b. 監査委員は、執行役等の職務の執行の監督の目的から、経営にかかわる重要な会議に出席する機会を、また必要に応じて、議事録・会議資料等を閲覧する機会を与えられます。

(2) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての取締役会の決議事項の内容

- ① 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役は執行役会の議事について、議事録を作成し、議長並びに出席執行役がこれに署名押印し、取締役から閲覧の請求があった場合はそれに応じることを規定した執行役会規程を制定しています。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した時は、直ちに、監査委員に当該事実を報告することを規定した執行役会規程を制定しています。
- ③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 経営の監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役）を分離し、執行役への大幅な権限委譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させます。
 - b. 執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規定を整備し、それらの明確化と周知徹底をします。
 - c. 全執行役で構成する執行役会議を定期的を開催し、効率性、有効性、妥当性などの検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定します。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社員は法令違反の隠蔽、意図的違反の議決、内部機密事項の漏洩が行われることを発見した時は、直ちに監査委員会または外部機関に当該事実を報告しなければならない旨を、従業員服務規律に定めています。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期の主な運用状況は以下のとおりです。

- ① 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制
監査委員会は会計監査人による会計監査報告会を5回開催しました。
- ② その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
策定した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施しました。
- ③ 執行役の業務の施行に係る情報の保存及び管理に関する体制
執行役の職務の執行に係る文書が「文書管理規程」に定められており、確実に運用されています。
- ④ 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制
 - a. 各執行役は、取締役会に報告すべき事項を自ら取締役会で報告しており、常勤取締役は、業績検討会・執行役会等の重要な会議に出席し、監督的視点から執行役の業務執行状況を把握・助言を行っています。
 - b. 全執行役で構成する執行役会を週1回開催し、効率性、有効性、妥当性などの事前調査と確認を経て、業務執行に関する重要事項に関して議論し決定しています。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

① 利益配分に関する基本方針

既製品の持続性が弱く、かつ、新製品の成否が予測し難い業種であり、それゆえに「持続性」を最重視した経営に徹しています。しかし、消費者ニーズが流動的なのは避けがたく、株式上場以来、当期の業績を基準とした配当政策を方針としております。

配当額の詳細は配当可能な剰余金の0から100%までの範囲で次の要素を勘案の上、決定しています。

- 1) 剰余金の額
- 2) 為替、有価証券の評価損益
- 3) 適切な信用力を維持できる財務内容の確保
- 4) 資金需要の状況
- 5) 自己株式の買入れの有無とその額

② 当期の配当について

上記方針を踏まえ、当期は当期純損失の結果を以て、無配の決議をさせていただきました。業績回復を優先課題として邁進し、早急な復配を目指してまいります。

	第 45 期 (ご参考) 2022年 1 月期	第 46 期 (ご参考) 2023年 1 月期	第 47 期 (ご参考) 2024年 1 月期	第 48 期 (ご参考) 2025年 1 月期	第 49 期 2026年 1 月期
1株当たり配当額 (円)	78.00	58.00	48.00	—	—
配当総額 (千円)	341,189	253,701	209,959	—	—
配当利回り (%)	7.78	5.09	4.82	—	—
自己資本比率 (%)	83.0	77.3	86.5	92.5	92.8

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を四捨五入で表示しております。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	2026年1月期 (2026年1月20日現在)		2025年1月期 (ご参考) (2025年1月20日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
資 産 の 部					
流 動 資 産					
現金及び預	金	1,696,859	93.8%	1,968,800	85.6%
売掛	金	1,154,565		1,441,110	
商	品	180,266		212,187	
原	材	321,109		263,024	
前	料	19,267		1,661	
前	金	—		277	
払	用	5,781		9,442	
未	等	15,405		17,455	
そ	他	793		27,073	
貸	金	△328		△3,429	
固 定 資 産					
有 形 固 定 資 産					
建	物	0	0.0%	53,023	2.3%
工	品	0		99	
建	定	0		13,072	
無 形 固 定 資 産					
電	権	0	0.0%	36,005	1.6%
ソ	ア	0		698	
ソ	ア	0		7,807	
ソ	定	0		27,500	
投 資 そ の 他 の 資 産					
投	券	112,880	6.2%	241,768	10.5%
関	式	33,148		28	
保	株	—		161,881	
保	金	27,117		27,244	
保	金	52,615		52,615	
資 産 合 計		1,809,739	100.0%	2,299,596	100.0%

(注) 千円未満の金額は、四捨五入して表示しております。

(単位：千円)

科 目	期 別	2026年1月期 (2026年1月20日現在)		2025年1月期 (ご参考) (2025年1月20日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
負債の部					
流動負債		120,732	6.7%	132,822	5.8%
買掛金		13,465		22,594	
未払金		47,041		52,700	
未払費用		31,342		35,761	
未払法人税等		7,212		3,237	
前受金		10,765		5,767	
その他		10,907		12,763	
固定負債		9,220	0.5%	38,719	1.7%
繰延税金負債		9,220		38,719	
負債合計		129,953	7.2%	171,542	7.5%
純資産の部					
株主資本		1,658,308	91.6%	2,022,978	88.0%
資本金		238,800	13.2%	238,800	10.4%
資本剰余金		162,705	9.0%	162,705	7.1%
資本準備金		162,700		162,700	
その他資本剰余金		5		5	
利益剰余金		1,594,757	88.1%	1,655,834	72.0%
利益準備金		59,700		59,700	
その他利益剰余金		1,535,057		1,596,134	
圧縮積立金		12,781		16,144	
別途積立金		1,000,000		1,000,000	
繰越利益剰余金		522,276		579,991	
自己株式		△337,954	△18.7%	△34,362	△1.5%
評価・換算差額等		21,478	1.2%	105,076	4.6%
その他有価証券評価差額金		21,478		105,076	
純資産合計		1,679,787	92.8%	2,128,054	92.5%
負債・純資産合計		1,809,739	100.0%	2,299,596	100.0%

(注) 千円未満の金額は、四捨五入して表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

期 別 科 目	2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)		2025年1月期 (ご参考) (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)	
	金 額	百 分 比	金 額	百 分 比
売 上 高	1,612,901	100.0%	1,915,624	100.0%
売 上 原 価	897,248	55.6%	1,007,967	52.6%
売 上 総 利 益	715,653	44.4%	907,656	47.4%
販売費及び一般管理費	889,409	55.1%	957,172	50.0%
営業損失 (△)	△173,756	△10.8%	△49,515	△2.6%
営業外収益				
受取利息	21		164	
受取配当金	664		2,855	
その他	735	0.1%	1,425	0.2%
営業外費用				
為替差損	1,866		109	
その他	485	0.1%	0	0.0%
経常損失 (△)	△174,687	△10.8%	△45,181	△2.4%
特別利益				
投資有価証券売却益	184,250		—	
補助金収入	—	11.4%	24,602	1.3%
特別損失				
減損損失	63,726	4.0%	—	0.0%
税引前当期純損失 (△)	△54,162	△3.4%	△20,579	△1.1%
法人税、住民税及び事業税	2,995		992	
法人税等調整額	3,921	0.4%	50,431	2.7%
当期純損失 (△)	△61,078	△3.8%	△72,002	△3.8%

(注) 千円未満の金額は、四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	
2025年1月21日残高	238,800	162,700	5	162,705	
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の取崩					
当期純損失 (△)					
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	
2026年1月20日残高	238,800	162,700	5	162,705	
	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
圧 縮 積 立 金		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
2025年1月21日残高	59,700	16,144	1,000,000	579,991	1,655,834
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の取崩		△3,363		3,363	—
当期純損失 (△)				△61,078	△61,078
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△3,363	—	△57,715	△61,078
2026年1月20日残高	59,700	12,781	1,000,000	522,276	1,594,757
	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年1月21日残高	△34,362	2,022,978	105,076	105,076	2,128,054
事業年度中の変動額					
圧縮積立金の取崩		—			—
当期純損失 (△)		△61,078			△61,078
自己株式の取得	△303,592	△303,592			△303,592
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			△83,598	△83,598	△83,598
事業年度中の変動額合計	△303,592	△364,670	△83,598	△83,598	△448,268
2026年1月20日残高	△337,954	1,658,308	21,478	21,478	1,679,787

(注) 千円未満の金額は、四捨五入して表示しております。

2025年1月期（ご参考）（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年1月21日残高	238,800	162,700	5	162,705
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
圧縮積立金の積立				
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2025年1月20日残高	238,800	162,700	5	162,705

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2024年1月21日残高	59,700	—	1,000,000	878,095	1,937,795
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△209,959	△209,959
圧縮積立金の積立		16,144		△16,144	—
当期純損失（△）				△72,002	△72,002
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	—	16,144	—	△298,105	△281,961
2025年1月20日残高	59,700	16,144	1,000,000	579,991	1,655,834

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2024年1月21日残高	△34,362	2,304,939	89,994	89,994	2,394,933
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△209,959			△209,959
圧縮積立金の積立		—			—
当期純損失（△）		△72,002			△72,002
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			15,082	15,082	15,082
事業年度中の変動額合計	—	△281,961	15,082	15,082	△266,879
2025年1月20日残高	△34,362	2,022,978	105,076	105,076	2,128,054

（注）千円未満の金額は、四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券及びデリバティブの評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料（部品）

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっています。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっています。なお、耐用年数は以下のとおりです。

建物……………8～47年

工具器具備品

事務用器具……3～15年

金型等……………2年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

当社は、幼児玩具の企画・開発及び販売を主要業務としております。商品の販売については、商品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しております。

ただし、国内販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しております。

また、顧客との契約において約束された対価から値引き及びリベート等を控除した金額で測定しております。

ロイヤリティ収入は、知的財産のライセンスに関連した商品にかかる契約相手先の仕入高又は売上高を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して履行義務の充足を判断し、その発生に応じて収益を認識しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引については、先物為替予約取引に限定しており、主に為替の変動リスクを回避するために、将来の棚卸資産の購入計画の範囲内で行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、ヘッジ手段とヘッジ対象取引に関する重要な条件が同一であり、為替相場変動を完全に相殺できると認められるため、もしくは、実行の可能性が高い将来の予定取引に基づくものであるため、ヘッジの有効性の判定は省略していません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2026年1月期 (2026年1月20日現在)	2025年1月期 (ご参考) (2025年1月20日現在)
580,009千円	564,764千円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)	2025年1月期 (ご参考) (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)
売上原価 29,073千円	売上原価 22,514千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	2026年1月期 期首株式数 (株)	2026年1月期 増加株式数 (株)	2026年1月期 減少株式数 (株)	2026年1月期 期末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,437,500	—	—	4,437,500
合計	4,437,500	—	—	4,437,500
自己株式				
普通株式	63,352	548,000	—	611,352
合計	63,352	548,000	—	611,352

(注) 自己株式の普通株式の増加548,000株は、2025年3月18日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものです。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

2025年1月期（ご参考）（自 2024年1月21日 至 2025年1月20日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	2025年1月期 期首株式数（株）	2025年1月期 増加株式数（株）	2025年1月期 減少株式数（株）	2025年1月期 期末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,437,500	—	—	4,437,500
合計	4,437,500	—	—	4,437,500
自己株式				
普通株式	63,352	—	—	63,352
合計	63,352	—	—	63,352

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月11日 決算取締役会議	普通株式	209,959千円	48.00円	2024年1月20日	2024年4月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	2026年1月期 (2026年1月20日)	2025年1月期 (ご参考) (2025年1月20日)
(繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳)		
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	54,845千円	55,620千円
貸倒引当金	100千円	1,050千円
商品評価損	10,474千円	7,149千円
未払事業税	1,413千円	910千円
未払社会保険料	1,032千円	1,167千円
退職給付費用	655千円	769千円
資産除去債務	1,178千円	1,106千円
減価償却資産	19,513千円	—
繰延税金資産小計	89,210千円	67,771千円
評価性引当額	△83,407千円	△56,725千円
繰延税金資産合計	5,803千円	11,046千円
繰延税金負債		
圧縮積立金	△5,803千円	△7,125千円
その他有価証券評価差額金	△9,220千円	△42,640千円
繰延税金負債合計	△15,023千円	△49,765千円
繰延税金資産 (負債) の純額	△9,220千円	△38,719千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、健全な経営を持続する上で借入をせず自己資本を厚くし、万が一に備え内部留保しておくことを基本としています。

また、デリバティブ取引については、先物為替予約取引に限定しており、主に為替の変動リスクを回避するために、将来の棚卸資産の購入計画の範囲内で行う場合があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

金融商品の内、営業債権の受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社では売掛債権については毎月モニタリングし、取引先ごとの期日や残高を管理しております。また、毎年取引状況の確認と同時にその状況に沿って取引信用保険を付保し、一定のリスクを最小限に抑える体制をとっております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されているため、定期的に経理部より取締役会において時価の報告を行い、保有状況の見直しが行われる体制となっております。

保証金・敷金は主に本社の賃貸借契約によるものであり、当契約先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務の買掛金については、商品代金及び部品等原材料代金のほとんどが外貨建てであるため、為替変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ外貨建債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引を実施しております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の(重要な会計方針に係る事項に関する注記)6. 重要なヘッジ会計の方法 をご参照ください。

デリバティブ取引についての基本方針は、取締役会で決定され、社内管理規程に従って取引の実行及び管理を行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため、信用度の高い金融機関と取引を行っております。

債務の支払期日について、買掛金は仕入決済のほとんどが輸入時の即時決済であるため、いずれも1年以内の短期の債務となっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	33,120	33,120	—
保証金・敷金	27,117	26,144	△973
資産計	60,237	59,264	△973

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。
2. 「保証金・敷金」の「貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。
3. 市場価格のない株式等は、上記に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	28

4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金及び預金	1,154,565	—	—	—
(2) 売掛金	180,266	—	—	—
合計	1,334,832	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	33,120	—	—	33,120
合計	33,120	—	—	33,120

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
保証金・敷金	—	26,144	—	26,144
合計	—	26,144	—	26,144

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券（上場株式）は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

保証金・敷金

その将来キャッシュ・フローを返還予定時期に基づき、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、「時価」には、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 (会社等)	(株)バンダイナムコホールディングス	東京都港区	10,000	関係会社の 運営・管理等	所有0.00 被所有3.92	—	自己株式の 取得(注1)	303,592	—	—

(注1) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得しており、取引価格は2025年3月18日の終値によるものです。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

カテゴリ別、顧客の所在地別に分解した収益の情報は、次のとおりであります。

(単位 千円)

		2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)
カテゴリ別	乳児・知育・構成玩具	1,391,470
	メイキングトイ	11,672
	その他 (遊具・乗り物・育児等)	42,041
	海外販売・ロイヤリティ収入	167,718
	合計	1,612,901
地域別	日本	1,445,183
	米国	56,782
	その他	110,936
	合計	1,612,901

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	212,187千円	180,266千円
契約負債	5,767千円	10,765千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

	2026年1月期 (自 2025年1月21日 至 2026年1月20日)	2025年1月期 (ご参考) (自 2024年1月21日 至 2025年1月20日)
1株当たり純資産額	439円03銭	486円51銭
1株当たり当期純損失 (△)	△15円61銭	△16円46銭

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年3月9日

ピープル株式会社
取締役会 御中

ふじみ監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 渡辺邦厚
業務執行社員
指定社員 公認会計士 別所幹郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ピープル株式会社の2025年1月21日から2026年1月20日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書

監査報告書

当監査委員会は、2025年1月21日から2026年1月20日までの第49期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等から、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制所管部門等と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 ふじみ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2026年3月9日

ピープル株式会社 監査委員会

監査委員 森 本 美 成 ㊟

監査委員 伊 藤 拓 ㊟

監査委員 藤 本 明 徳 ㊟

(注) 監査委員森本美成氏、伊藤拓氏および藤本明徳氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。